

令和4年台風第14号に伴う災害における 労働保険料等の納付の猶予制度について

この度の「台風14号に伴う災害」により、令和4年9月18日に災害救助法の適用がなされた地域(佐賀県全域)において、所有する財産に相当の損失を受けたことで、労働保険料等の納付ができないときは、一定の要件に該当する場合、納付の猶予が認められます。

詳しい内容については、下記「佐賀労働局総務部労働保険徴収室」までご連絡ください。

連絡先：佐賀労働局総務部労働保険徴収室

〒840-0801

佐賀市駅前中央3-3-20

電話 0952-32-7168

FAX 0952-32-7151